

英国における越境 EC マーケティング事業（MCM コミコン・バーミンガム）

募集要項

2024 年 10 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

1. 事業名

英国における越境 EC マーケティング事業（MCM コミコン・バーミンガム）※

2. 事業概要

ジェトロは、欧州の EC 市場を牽引する英国市場を対象に、日本商品の認知度を高め、日本商品の需要を喚起することを目的に、英国向けに日本企業が EC で販売している日本商品や当該商品が販売されている EC サイトを、現地の展示場や実店舗で紹介し、商品ページへの誘導や購買を促す、越境 EC マーケティング事業を実施します。

本事業では、アニメ・マンガ・ゲーム等 IP とのコラボ商品やコラボ可能性がある商品、おもちゃ（玩具）など、MCM コミコン・バーミンガムの来場者の関心を集めることが期待できる商品を中心に募集します。

本事業を通じて得られた英国市場の消費者ニーズや市場トレンドを踏まえた英国向け EC 販売における課題等をとりまとめ、現地における日本商品の市場作りや越境 EC に取り組む事業者の販路拡大に寄与することを目指します。

3. 事業実施期間

2024 年 11 月～2025 年 3 月

4. 事業内容

- ① ジェトロが MCM コミコン・バーミンガムに、「ジェトロブース」を出展し、商品販売ページやサンプルを無料で広報。
- ② 参加企業はサンプル等必要素材の提供のみで、渡航不要で英国向けに EC にて販売する商品のプロモーションが可能。
- ③ 「ジェトロブース」では、参加企業のサンプル商品を来場者に案内。サンプル商品の展示と併せて、参加企業の商品販売ページの QR コードを展示することで、来場者を直接商品購入ページへ誘導。その他、展示期間前後には、EC サイト等と連携したオンラインでのプロモーションも合わせて実施する。

- ④ 参加企業の本事業期間におけるジェトロが指示する情報（アクセス数、購入数、金額等）を提出し、ジェトロが成果や課題等を取りまとめる。

5. スケジュール（日程は目安であり変更する可能性あり）

- ① 募集：～11月7日
- ② 審査結果の通知：11月11日～
- ③ 指定場所への商品到着：11月22日～
- ④ プロモーション実施：11月25日～
- ⑤ MCM コミコン・バーミンガムでの展示：11月29日～12月1日
- ⑥ 参加企業向けアンケート：～2月中旬
- ⑦ 事業終了：2月28日

6. 留意点

- ① 本事業は、参加企業の売上創出・拡大を確約するものではありません。
- ② 本事業参加企業に対し、ジェトロからアニメ・マンガ・ゲーム等IPとのコラボ商品制作について、ご提案させていただく可能性がございます。
- ③ 本事業は、参加企業の商品ページのプロモーションを行うものであり、商品ページのSEO対策・改善、広告で使用する素材（画像・説明文など）は参加企業自身でご対応ください（ジェトロによる代行制作やジェトロによる費用の補助・負担等はありません）。
- ④ 本事業で実施するプロモーション施策はジェトロにて定めます。参加企業の方でご指定いただくことは出来かねるため、予めご了承ください。
- ⑤ 本事業でご提出頂いた資料やデータは、ジェトロおよびジェトロの現地パートナー・委託先間で共有いたします。

7. 参加要件

<対象企業>

- ① 日本の中堅・中小企業（進出日系企業含む）

<対象商品>

- ② 英国向けに既にECで販売されており、事業期間中に在庫を常に確保できる商品であること。
- ③ アニメ・マンガ・ゲーム等IPとのコラボ商品やコラボ可能性がある商品、おもちゃ（玩具）など、MCM コミコン・バーミンガムの来場者の関心を集めることが期待できる商品であること。

<参加条件>

- ④ 本事業の遂行、EC 事業の継続展開に必要な自社内での体制・リソースが確保されていること。
- ⑤ 本事業に参加する商品の詳細情報や売上情報等を提供すること。
- ⑥ 2024 年 11 月 22 日までにジェトロの指定する英国国内倉庫にサンプルを送付可能であること。
- ⑦ ジェトロへのアンケートに回答すること。事業結果について、個社が特性されない形で匿名化し、統計的処理をしたうえで結果を JETRO が対外公表を行うことに同意できること。
- ⑧ 本募集要項および参加要綱で定める規約に同意できること。

8. 募集企業数

10 社程度（1 社 4 商品まで申請可能です）

9. 応募期限及び選定結果通知

- ・応募期限：2024 年 11 月 7 日
- ・選定結果通知：2024 年 11 月 11 日（予定）
 - －応募後、ジェトロによる審査がございます。
 - －選定された企業数が予定数に達した場合は募集期間の満了前に募集を終了します。
 - －選定された事業者には、メールにてご連絡します。

10. 参加費用無料

ただし、サンプル及びサンプル配送料については自己負担とし、これら経費についてジェトロは負担しません。

11. 申込方法

ジェトロ募集ページより「[申込フォーム](#)」を提出

12. 問い合わせ先

ジェトロロンドン：ldn_importfrom-jpn@jetro.go.jp（小林、高橋宛）

ジェトロデジタルマーケティング部：DNE@jetro.go.jp（松田宛）

※MCM コミコン・バーミンガム（MCM Comic Con Birmingham）について

英国バーミンガムで 2024 年 11 月 29 日～12 月 1 日の期間で開催される英国最大級のポップカルチャーイベント。ゲーム、サイエンスフィクション、アニメ、コスプレ等、様々なポップカルチャーの最新トレンドを体験や物販、企画セミナーから楽しみができる。

○MCM コミコン・バーミンガム（MCM Comic Con Birmingham）ホームページ：

<https://www.mcmcomiccon.com/birmingham/en-us/home.html>

参加要綱

2024年10月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

- ・ジェトロはジェトロの責任に帰すことのできない事由、外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により事業実施が困難になった場合など、本事業の一部または全部を変更または中止できるものとします。
- ・本事業実施にあたり、審査・展示・プロモーション時等に必要となる参加企業の企業・製品情報をジェトロ委託先企業により共有します。
- ・過去にジェトロに損害を与えたことがあると判明した場合、過去にジェトロ事業への参加においてアンケートへの回答等参加要件を満たしていないことがあると判明した場合、意見が異なるなどにより事業の実施に支障をきたすこととなるとジェトロが判断した場合、その他ジェトロが適当でないと認めた場合、参加の資格を有しないものとします。
- ・出品物が、我が国外国為替および外国貿易等の関税関係法令以外の規定により、輸出に関する許可・承諾を必要とする場合は、参加企業の責任において事前に必要な許可等を取得するものとします。
- ・特許権、意匠権、商標権、実用新案権、著作権その他の知的財産権を侵害する物、あるいはその恐れがある物の出品は禁止または制限します。
- ・商社や代理店など、製造者・生産者以外による申込みの場合は、製造者・生産者の承諾を得た上で申し込みを行ってください。ジェトロが求める場合には、製造者・生産者の承諾を証明する書面を提出してください。また、第三者の権利を侵害することが確認される場合には出品を取り消すこともあります。
- ・販売される国にすでに代理店等がある場合は、事前に了承を得るなど、必要な対応を行ってください。本事業参加において、代理店等との問題が生じた場合に、ジェトロはその責任を一切負いません。
- ・申込が計画規模を超える場合は、所定の期日前でも受付を締め切ることがあります。
- ・参加申込後、キャンセルを希望する場合には、速やかにジェトロへご連絡ください。送付済みのサンプルの返品はいたしません。
- ・ジェトロは、参加企業や商品が参加資格を有しないことが判明した場合、出品の承諾、取り決めをしたときも含めて何時でも、それらを無効とすることができます。併せてジェトロに生じた一切の損害（直接の損害額に加え、ジェトロが当該出品に起因または関連して支出した費用（見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家に係る費用等を含むがこれに限られない）を請求します。ただし、参加企業は出品資格の喪失に関して発生した如何なる損害の賠償についてジェトロに請求できないものとします。

- ・ジェトロは、参加企業が本要綱に違反した場合、催告なしに、出品の承諾、取り決めを解除することができるものとします。これによって生じる損害についてジェトロは、賠償請求できるものとします。
- ・ジェトロは本事業に起因または関連して生じたあらゆる損害について責任を一切負いません。ただし、ジェトロの故意に基づく行為による場合は、この限りではありません。
- ・事業の中止、及び要綱外事項の場合、これによって生ずる出品者の損害及び不利益等について、ジェトロは一切その責任を負いません。また、規制の変更・強化等によって出品できなくなった場合も、ジェトロはその責任を負いません。
- ・「募集要項」および参加要綱に定めのない事項に関しては、ジェトロがその対応を決定するものとします。
- ・天災、現地の政情その他ジェトロの責任に帰する事のできない事由により本事業の一部又は全部を中止せざるを得ない場合は、ジェトロは申込み受領後であっても、本事業の一部又は全部を変更または中止することができます。その際、参加企業にお支払い頂いた輸送費等のキャンセル料、商品の返品、その他の経費・損害をジェトロが補填することはできません。